

公共下水道工事及び農業集落排水工事等の付帯工事（水道工事）施工に必要な資格について

- 公共下水道工事及び農業集落排水工事等の付帯工事（水道工事）施工に必要な資格（工事特記仕様書記載事項）を平成25年度から変更しました。

（変更前）

- ・ 綾部市指定給水工事事業者の資格を有するものが、指導監督又は施工し、事前に施工体制台帳・体系図を監督員に提出し承認を受けること。

（変更後）

- ・ 綾部市指定給水工事事業者の資格を有するもので、日本水道協会が主催する耐震継手管の配水管工技能講習会Ⅰを受講したものが指導監督又は施工し、事前に施工体制台帳・体系図を監督員に提出し承認を受けること。

（変更理由）

- ・ 現在、綾部市指定給水工事事業者の資格要件のみとしているところですが、水道工事の技術力確保の観点から、全国標準の技術資格を施工要件として追加します。

（平成22年度より、工事で布設する配水管について、一般K型管から耐震NS管に移行していくため。）

（適用期日）

平成25年度発注工事より（資格取得期間を考慮するため）

連絡先： 上水道課工務担当
電話： 0773-42-1815